

令和5年度第1回地域包括支援センター運営協議会会議報告書

1. 開催日時 令和5年7月13日(木) 午後2時から午後3時30分まで
2. 開催場所 保健福祉センター3階 団体活動室
3. 出席者 小木曾会長、松本副会長、國島委員、福岡委員、鵜澤委員、中田委員、河合委員、加藤委員、坂巻委員、中世委員、金親委員
 欠席者 本間委員 廣瀬委員、菊地委員、濱淵委員
 事務局 高齢者福祉課 竹内課長、安岡主査補、堀場主査補
 白井中央地域包括支援センター 村上、白井駅前地域包括支援センター 櫻田、西白井駅前地域包括支援センター 大澤
4. 傍聴者 なし
5. 次第
 議題
 - (1) 令和4年度事業実績について
 - (2) 令和5年度事業計画及び予算について
 - (3) 基幹型地域包括支援センターについて
 - (4) 介護予防ケアマネジメント新規委託契約事業所について
 - (5) その他
6. 議事 以下の概要のとおり

<p>会 長</p> <p>事務局 会 長</p> <p>委 員</p>	<p>○委嘱状の交付 3月1日付で新任委員に委嘱状を交付した。中田委員よりあいさつがなされる。</p> <p>○ 会長あいさつ 小木曾会長よりあいさつがなされる。</p> <p>○ 議題 ただいまの出席委員は、11名。市条例の規定により、過半数に達しているの で、会議を開会する。 議題1 令和4年度活動実績についてを議題とする。事務局より説明を求める。 (資料1により説明) ただ今、事務局より議題1について説明があった。 これから質問を行う。</p> <p>2点質問したい。初めに3ページの総合相談支援事業について、対応件数の中に利用拒否者導入支援とあるが、周囲でも介護保険の申請を行ったが、本人や家族が利用しないと拒否し周りの方が困るケースがある。また、家族が疲弊し施設等に入所した方がよい事例でも本人が頑なに施設は嫌だと拒否するケースがあり、どういった対応を行っているのか聞きたい。</p> <p>もう一つは、5ページの高齢者虐待に関して、本人は低年金で家族と同居しているが、家事等を本人が一切行い、食費も出しているが全て年金を使い切らないとお金を渡さないと家族が言うという事例があった。本人は全く虐待を受けていると思っていなかった</p>
--	--

	<p>が、今思うと、金銭的虐待であったのではないと思う。そのときは相談できなかったが、もし相談していたらどのような対応となるのか確認したい。</p>
事務局	<p>高齢者虐待についてですが、本人がそのことで困っていたりや権利が侵害されているということであれば虐待となる。ただ、今までの生活や家族との関係もあり今回のケースが虐待と判断されるか判断はできないが、こういった事例を相談していただければ地域包括支援センターと一緒に対応方法を考えることができる。気になるケースがあれば通報・相談して頂きたい。</p>
会 長	<p>このケースでは本人は虐待とっていないため、本人が地域包括などに相談することはない。こういうケースではおせっかいかもしれないが、第三者が相談することで状況が動く。ただ、相談したから必ず状況が良くなるものでも無いと思われる。</p>
事務局	<p>利用拒否者導入支援については、しっかりと話を聞くなどアセスメントをしっかり行うことが大切である。そのなかで本人の思いを受け止めることで支援が上手くいくことがあった。</p>
事務局	<p>この会議で個別の事例について話してしまうと、断片的な情報のみになり全く違う話になってしまうことになる。個々の事例については個別に相談して頂きたい。介護サービスの利用については、利用する場合は契約行為になる。様々な提案を行っても拒否されてしまうと利用はできない。地域包括支援センターでは本人や家族の状況をみて様々な提案を行い、利用につながるよう支援を行っている。</p>
委 員	<p>8ページの基幹型地域包括支援センターについて、後方支援という言葉が出ているが具体的にどのような対応を行っているのか聞きたい。</p>
事務局	<p>高齢者虐待や困難事例ケースについて、同行訪問やケース検討に参加するなどの対応を行っている。</p>
会 長	<p>地域包括支援センターの職員が対応できないときなど支援することも含まれるのか。</p>
事務局	<p>そのような事例や市では介護保険の新規申請については地域包括支援センターで対応を行っているが、苦勞して市役所まで相談に来られた場合や地域包括支援センターが休みの時などに相談の対応を行うことも件数に含まれる。</p>
会 長	<p>他に質問はあるか。質問がないので、これで質問を終る。議題1は採決を問うものではないので、これで終了とする。</p>
	<p>次に議題2 令和5年度事業計画及び予算についてを議題とする。事務局より説明を求める。</p>
事務局	<p>(資料2-1、資料2-2により説明)</p>
会 長	<p>ただ今、事務局より議題2について説明があった。何か質問はあるか。</p>
委 員	<p>予算について、地域包括支援センター運営事業費について、役務費が70万ほどの減額となっている。その理由について。また、昨今燃料費が高騰している。これから地域包括支援センターでは、外に出て支援することが多くなると思われる。その中で、需用費が減額になっているのはどういった理由になるのか。併せて委託料の減額についても理由を伺いたい。</p>
事務局	<p>役務費については、昨年度地域包括支援センターのシステムの変更を行い、それに伴いシステム回線料の減額によるもの。また、委託料の減額については使用していたハー</p>

委員	<p>ドディスクを破壊する手数料がありその減額によるもの。燃料費については、基幹型地域包括支援センターの燃料費であり、各委託地域包括支援センターの燃料費については、委託料での計上となる。委託地域包括の活動を制限するものではない。</p> <p>各地域包括支援センターの事業計画書では認知症支援に力を入れることが分かった。これから重要になることから、引き続き支援をお願いしたい。また、消費者被害についても警察や地域包括支援センター、消費生活センターとの連携が必要となると思うためよろしくをお願いしたい。</p>
会長	<p>他に質問はあるか。質問がないので、これで質問を終る。議題2は採決を問うものではないので、これで終了とする。</p>
事務局	<p>次に議題3、基幹型地域包括支援センターについてを議題とする。事務局より説明を求めらる。</p> <p>(資料3により説明)</p>
会長	<p>白井市での基幹型地域包括支援センターの運営状況を説明。審議頂きたい内容は、基幹型地域包括支援センターの設置から同様の機能を市担当係として設置する方針の可否についてになる。</p> <p>まとめていうと専門職が足りなくて、来年4月から新しい体制で行っていくという認識でよいか。またそれで支障がないという説明でよいか。</p>
事務局	<p>そのとおりである。細かくいうと、地域包括支援センターには3職種を置くという法的なルールになっている。主任介護支援専門員については、更新制となり基幹型地域包括支援センターの職員では更新が難しくなる。基幹の看板を下ろしても他の資格者や主任介護支援専門員の資格を有していた職員が対応することから、市民サービスには影響がでない。変わる点は、看板を下ろすことや国の交付金が対象にならない点である。</p>
委員	<p>組織的な縮小となるのか。</p>
事務局	<p>組織的には基本的には変わらない。3職種を配置するのではなく、例えばそれぞれの職種1名を配置していたものを、保健師を2名の社会福祉士を1名にするなどの変更はあるが、縮小するものではない。</p>
委員	<p>交付金が出ないというデメリットがあっても、そのような対応にするとすることは主任介護支援専門員の資格を更新できないということが最大の理由になるのか。</p>
事務局	<p>看板を下ろす理由としては資格を更新できないこともあるが、もう一つの理由としてはそれによって市民サービスが低下する場合は当然別の方法を検討することになる。ただ、今回のケースでは別の方法をとるまでもなく、同様のサービスを提供できると判断したことによる。</p>
委員	<p>本来、係や組織の変更については条例の対象で議会の対応になると思うが、この協議会で審議する理由はどういったものか。</p>
事務局	<p>令和4年以前は地域包括支援センターという名称で係を設置していた。現状は元々あった高齢者支援班と地域包括支援センターの部分を統合し地域包括ケア推進係として設置している。基幹型地域包括支援センターとしての条例規則等の定めはないものである。</p> <p>地域包括支援センター運営協議会で審議する理由については、この審議会は附属機関</p>

	<p>条例に定める諮問機関という位置づけ。地域包括支援センターに関する重要施策を審議して頂く内容となる。実情、サービスの低下はないと判断しているが、元々基幹型地域包括支援センターとして設置していたものを廃止し課内に設置するという大きな内容となるものから審議して頂くと判断するもの。</p>
委員	<p>国の交付金が無くなるとの説明であるが、具体的にはいくらぐらいになるのか。無くなった部分の対応はどうなるのか。</p>
事務局	<p>地域包括支援センターの運営費については、税金や介護保険料などをあてている。交付金で一番大きな部分は3職種の人件費であり1,800万円ほど。それが、他の一般行政職と同様に市の税金から支払われるものとなる。</p>
委員	<p>資料1で基幹型地域包括支援センターの実績が出ていたが、地域包括支援センターではなく高齢者福祉課の一係となり、ここは地域包括支援センターではないので新規申請は受けられないなどの対応になってしまうのか確認したい。</p>
事務局	<p>基本的には変わらない。市では新規申請については地域包括支援センターで対応しているが、その理由は介護予防の対象になる方や地域包括支援センターで引き続き対応する方も含まれており、お住いの地域を担当する地域包括支援センターとつながりができることが重要であると考えており、お願いしている。ただ、地域包括支援センターを認識していなかったり、様々な理由で市役所に来られる方もおり、状況により市で受け付けている。基幹型地域包括支援センターでなくても対応するものである。</p>
会長	<p>ただ今より議題3について採決する。承認することに賛成の方は挙手を願う。 お一人だけ反対であるが賛成多数 したがって承認することに決定する。 次に議題4 介護予防ケアマネジメント新規委託契約事業所についてを議題とする。 事務局より説明を求める。</p>
事務局	<p>(資料4により説明)</p>
会長	<p>ただ今、事務局より議題4について説明があった。何か質問はあるか。 (特になし)</p>
会長	<p>質問が無いようなので、ただ今より議題4について採決する。承認することに賛成の方は挙手を願う。 賛成全員である。したがって承認することに決定する。 議題5 その他についてを議題とする。</p>
事務局	<p>事務局より何かあるか。 今年度の地域包括支援センター運営協議会の開催は2回の予定。次回は来年2月に開催したい。</p>
会長	<p>委員より何かあるか。 (特になし) 閉会</p>